

令和3年度第1回福岡県国保共同運営会議（書面開催）議事要旨

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、書面により開催。
（開催方法）開催通知及び会議資料を構成員に送付し、「意見様式」の提出により、意見を求める形で実施。
（意見照会期間）令和3年10月25日（月）～令和3年11月5日（金）

1 議題等

・協議事項

なし

・報告事項

- （1）福岡県国民健康保険特別会計の決算状況について
- （2）福岡県国民健康保険運営方針の取組状況について
- （3）その他（今後のスケジュール）

議題1 福岡県国民健康保険特別会計の決算状況について

<主な意見>

- ・ 令和4年度の国民健康保険事業費納付金の算定においては、令和2年度決算の剰余金の活用も含め、様々な事情を勘案した上で、被保険者の負担抑制に取り組んでいただきたい。
- ・ 決算剰余金の使途についてルール化が必要だと思うので、県において案をお示しいただき、市町村と協議を実施し、令和3年度決算分から運用できるようお願いしたい。

議題2 福岡県国民健康保険運営方針の取組状況について

<主な意見>

- ・ 保険料水準の均一化に向けては、考え方を整理した上で、福岡県のリーダーシップのもと、議論を進めていただきたい。
- ・ 取組状況の（法定外繰入が増加した主な理由）と、取組状況の（単年度収支の赤字団体が増加した主な理由）に「市町村が県に納める国保事業費納付金に見合った保険料（税）率の設定を行っていない。」と県において分析されている。

これらの市町村が多く存在すると、県の保険者努力支援において加点が出来ず（又は減点により）公費への影響も大きく、更に、赤字対象繰入や繰上充用による補填を行う市町村が増加することも考えられ、県の財政運営は非常に厳しいものとなる。

一方で、国保の保険料負担は、他の公的医療保険と比べて重いなか、さらに保険料（税）率を上げることは、被保険者の理解を得ることが難しく、各市町村での対応は大変難しい状況にある。

そのため、財政運営の責任主体として中心的な役割を担う県の立場から、各市町村が適切な保険料（税）率の設定が行えるよう、助言等をお願いしたい。